

シンポジウム「子どもの権利条約と学校教育の現在」

子どもの権利条約と学校現場	朝倉達夫
子どもの権利条約と学校教育	片山久男
子どもの権利行使主体性の保障と学校教育改革の諸課題	
ー子どもの権利条約第12, 13, 14, 16, 28条に関する主たる事項ー	北川邦一
意見表明権(第12条)と学校教育	清水俊彦
全体討論	室井修

関西教育行政学会紀要『教育行財政研究』第19号抜刷

関西教育行政学会

1992年3月

シンポジウム「子どもの権利条約と学校教育の現在」

(司会者：中留武昭，室井修)  
(1991年12月15日 於奈良教育大学)

I 趣旨

1989年11月20日、国連総会で全会一致採択され、1990年9月2日に発効した「子どもの権利条約」は各国の教育行政と学校教育のあり方に多くの波紋をなげかけています。本条約は「教育改革」をすすめているわが国においても各方面で注目されてきています。一方、学校教育の中で子どもの権利に関する問題をめぐって訴訟などをはじめとして注目すべき動きが多く見られるようになってきています。そういう中で今回は、本条約(12, 13, 14, 16, 28条を中心に)とわが国の学校教育の現在との関係にしぼって、どのように受とめるべきか、またいかなる問題や課題があるかなどについて議論することに意義があると考え、本テーマを設定しました。

II 報告

子どもの権利条約と学校現場

朝倉達夫  
(大阪府立四條畷北高校)

1. はじめに

私は現在、大阪の公立高校に勤めている教員です。したがって今日私に与えられた課題は、国連で採択された「子どもの権利条約」が日本でも批准されようとしているこの時、学校現場ではこれをどのように認識し、今日の日本の学校が置かれている状況の中で、この条約に盛られた精神をどのように実現していけるのか、実現していくうえで学校や教職員に何が求められているかを明らかにすることにあると思います。

しかし、一現場教員である私が課題のすべてを明らかにすることは不可能であることをはじめにお断りしておかなければなりません。ここでは「子どもの権利条約」と関わって現在の学校現場における生徒の権利状況、それも高等学校に限定してお話させていただき、むしろ今日お集まりの皆さまにご助言をいただき、私自身の今後の指針を得たいと思う次第です。

2. 今日の学校現場の状況

今日の学校現場の状況を理解いただくために、現在私が勤務している学校の状態を中心にドキュメンタリー風に紹介させていただきます。

登校時間 8 時 35 分直前になると千台を越す自転車通学生徒の自転車が校門めがけて突進してきます。35 分を過ぎるとかの悪名高き鋼鉄製の門扉が閉められるからです。しかし、定刻ぎりぎりに滑り込む生徒はむしろ学校志向ということで校門指導に当たっている教師には評価のまなざしをもって迎えられます。定刻から 30 分、1 時間後、カバンも持たず重い足を引きずって登校する生徒の数は一桁でおさまりません。

教室に入っても教科書を開く意欲もわかず一時間目から机にうつ伏していびきをたてている生徒もいます。昨夜のアルバイトの疲れがこたえているのです。

休憩時間。彼らの唯一のくつろぎの時間です。トイレでの一服。教師に見つかれば一回目で 8 日間の停学、4 回目で無期停学を承知のうえでの喫煙。年間該当処分者は延べ 50 人を越えることもあります。

昼休みになると職員室は担任に早退の許可を求めるために詰めかけた生徒でにぎわいます。実際彼らは頭が痛く、お腹が痛くなるのです。生活アンケートによる調査によると彼らの 3 分の 1 は朝食を取ってきません。毎日同じメニューの学食は超満員。母親の多くが職を持っているため、弁当持参の男子生徒はごく少数です。彼らが生徒会を中心をめずらしく団結して闘い取った添加物、糖分いっぱいのジュース販売機は長蛇の列という状況です。

6 時間目の授業が終了します。毎年成立が困難な中でやっと命脈を保ち活動している生徒会執行部から、教室暖房の要求アンケートについての放送が入っていてもそれに耳をかす生徒はごくわずかです。彼らは一刻も早く、校門をあとしてアルバイト先に向かうのです。ではアルバイトをしていない生徒はといえば、教人のグループで単車を乗り回す、カラオケに繰り込む、繁華街に出てゲームセンターで時間をつぶすなど、意識、行動が勉強に向いているとは思えません。その結果、毎年進級に必要な単位が取れず、20 人から 30 人が原級留置きとなります。学校によっては原級留置きが原因で退学し、ひとクラスが消滅するところもあるようです。

以上の話は何の誇張もありません。酒、タバコはもとより競馬、パチンコ、カラオケ、詐欺、窃盗、恐喝、いじめ…大人社会人がやるもので高校生のやらないものはない、とはよくいわれることですが肯定せざるをえません。今や学校も聖域ではありません。受験校といわれる一部の高校はこのようなことは少ないようですが、別の意味で問題状況が出ています。これらの学校では学校生活の多くの部分が進学の一歩に集約されていきます。ここでも授業が終わると一目散に現役予備校や、塾に走ります。十二月ともなると三年生の多くが学校に出てこないという現象も現れます。親の階層化が子どもの学力階層化となり、進路をも分けるといわれています。このような高校生を包む環境は他人の傷みを感じない生徒を作り出し、社会的地位、階層の確保イコール大学進学と直結することとなっているようです。いずれにしても、本来希望に満ちた輝く青春時代、高校時代の危機は一層深化しているのではないかというのが私の経験的実感です。

### 3. 子どもの権利条約と学校

きて、そのような状況に置かれている高校生、高等学校と「子どもの権利条約」について思うところを述べさせていただきます。「子どもの権利条約」について学校教育現場での関心度はどうかというこ

とですが、残念ながらまだ多くの教職員がこのことに関心を持ち、検討をはじめるといった段階にはありません。

権利条約が批准され、たとえば第十二条の意見表明権や十三条の表現情報の自由が、あるいは二十八条の「教育への権利」が日本の学校教育の中でその実現が要請された場合、そこにどんなギャップや困難点があるでしょうか。

先日新聞を読んでいますと、日本弁護士連合会が主催した「子どもの権利条約」についてのシンポジウムで、現場教師の発言として、「会場で発言している人は一度でも 1 カ月くらい長期にわたって実際の学校現場を体験してからいってほしい」との趣旨の発言もあったと書いてありました。私も先ほど紹介しました高校生が置かれている社会状況の急速な悪化や、家庭の教育力の低下、教育行政の現場教師への「指導助言」という名の上意下達行政の強化等の実態を見ると、一抹の不安を禁じえません。教育困難状況の深化する中でマスコミや法曹界、学者、PTA 連合会などの団体が「子どもの権利を侵害している学校教師はどうするつもりか、『子どもの権利条約』に照らして『生徒心得』の非人権性体罰問題をどうするのか」と責められないか、子どもをめぐる状況が複雑、悪化しているからこそ現場教師の悩みは大きいのです。

私は今日の生徒の権利侵害状況が、社会構造の変化からくる弊害としてとらえるべき課題と、学校、教師の努力、子どもの人権とりわけ第 3 条の「子ども最善の利益」を教育活動に活かしていくことによって解決出来る課題とに峻別し、取り組んでいかなければならないと思っています。

### 4. 子どもの権利を保障する学校とするために

生徒の権利侵害状況を社会の構造的問題という観点から捉えなければ解決しえない課題と、学校・教師の子どもの権利の捉え方を再点検し、子どもの幸せを願う多くの大人の努力によって実現していくべき課題に峻別して追求していくべきだと述べました。

たとえば、生徒の意見表明権や表現・情報の自由は、その権利が阻害されていることの原因を除去することは当然必要ですが、現在の高校を見ると、意見表明、自己表現しうる力のついていない生徒にその力をつける教育、プライバシーを主張しうる生徒、自分を取りまくよい環境を確保できる能力が学校教育の中で保障されなければならないと思います。そのことが子どもとしての現在の権利を守ることであり、人間としては弱い子ども時代の「最善」の利益を保障することになるというのが「権利条約」の求めているものではないでしょうか。これこそその条約が学校教育に求めているものではないでしょうか。そのためには教育行政に施設設備という物的教育条件整備と、学校教職員がこの理想を実現しうる人的条件整備と研修機会の保障が求められます。教育行政が学校・教師を管理統制し、そのことによって国家や自治体の教育意思を貫徹しようとするのではなく、生徒、保護者、教師による学校づくり、教育内容づくりを支援するという役割を十分果たすことをこの「権利条約」は求めていると思います。教師の職員会議が形骸化させられ、無力化させられている中でどうして子どもの意見表明権が確保できるのでしょうか。「子どもの権利条約を学校は、教師はどうするつもりか」と学校内解決を求める要求が先行したり、教育行政は「条約の精神」遵守を教職員に促す一片の通達文書を出して事足りたりとしたり、「学校のお手並拝見」といった状況では真の子どもの権利保障は困難です。子どもに関わるすべての大

人がそれぞれの立場でこの「子どもの権利条約」の精神を積極的に受け止め子どもの視点で子どもの権利状況を捉え直し、これに取り組むことが重要です。もちろん子どもの成長発達に関わる学校、教師の先進的取り組みは重要な役割を果たすと思います。

## 子どもの権利条約と学校教育

片山久男  
(池田市教育委員会)

### はじめに

二十一世紀にむけて様々な課題、①心の教育の充実 ②基礎・基本の重視と個性教育の推進 ③自己学習力の育成 ④文化・伝統の尊重と国際理解の推進を抱えつつ、新学習指導要領の本格実施の時期に入ってきた。(小学校は平成4年度から、中学校は平成5年度から)

その中で、教育情報の公開を求める声の高まりや、国旗・国歌の取扱い、更には学校五日制の問題等、学校教育の根本的な捉え直しを迫る事柄が次々と起こっている。国連「子どもの権利条約」もその一つである。

戦後の新教育体制のスタート時代を経験した筆者にとっては、その時代を除き学校教育が今日ほど、変化への対応を求められた時代はなかったのではないかと思う。

特に最近では、「子どもの権利条約」の早期批准を求める地方議会の決議行動と連動して、さまざまな提言が政党や運動団体によって、行政当局に持ち込まれている現状がある。

たとえば、「児童の権利を守る」という何人も反対しがたいスローガンの陰で児童の「学校運営に参加する権利」を認めさせ、教職員の「教育課程の編成権」を取り戻し、<sup>(1)</sup>結局は学校の管理に関する事とか、学習指導要領の法的拘束力の排除とかといった特定の運動に、利用しようとする動きが見られる。

しかし、本条約の最も重要な部分は、我々が見聞して承知している如く、発展途上国における飢えと簡単な病気、いろいろな差別、親による虐待など子どもの基本的人権が無視にされたことによって、今も、一日に四万人の子どもたちが死んでいるということである。

したがって、この条約の前文には以上のような現状から、この条約がつけられたと述べられていることである。

### 1. 「子どもの権利条約」か「児童の権利条約」か

89年に採択され、90年に発効した「国連、子どもの権利条約」(今年9月現在で批准95ヶ国、署名45ヶ国)を我国は、90年に署名したが、いまだに政府の公式訳がなく、条約の解釈はまちまちである。<sup>(2)</sup>さて、「子どもの権利条約」を論ずるにあたり、この条約の意義にも関連して、“child”を「児童」とするかがある。

高橋史朗は、児童福祉法を例にひいて「児童」としているが、<sup>(3)</sup>我国の諸法令では、「児童」も含めて「こども」の呼称とその適用範囲が不統一である。

むしろ、喜多明人氏の主張するように、childを「一個の人間として、能動的に社会に働きかけて成長していく主体」、「権利を知り、学び、実践する主体」<sup>(4)</sup>として「子ども」とする方が適切ではない

だろうか。

また、本条約42条「条約広報義務」にひきつけて考えると、1条で子ども（児童）の定義を「18歳未満のすべての者」としており、中学生・高校生が主体的にこの問題に参加するためにも、「子ども」と訳す方が条約の意義づけの上からよいのではないだろうか、<sup>(5)</sup>と、述べておられるが私はこの説に賛成である。

なお、この問題を考察する過程で、子どもの人権の歩み「子どもの権利条約」の、歴史的意義を知ることが大切である。

かつて、17世紀に始まった市民革命においては、子どもや女性の人権は全く顧みられなかったが世紀に入り、やっと「子どもの発見」・「児童の世紀」という言葉が使われるようになり、子どもの人権が意識されるようになった。

そして、第一次大戦後の、1924年初めて子どもの人権についての宣言がされた。

これが、「国際連盟・子どもの権利宣言」（ジュネーブ宣言）である。

この宣言は、人類が子どもに対して「その最善のものを与える義務を負」子どもにとっては、「最善のものである戦争をなくそうとする思想から出発したものである」<sup>(6)</sup>

しかし、子どもを保護・救済の対象としてとらえるにとどまっている。<sup>(7)</sup>

2度にわたる世界大戦の反省から出発した国際連合は、1948年、「世界人権宣言」、続いて、1959年には「国際連合・子どもの権利宣言」を出した。

1959年宣言は、次のような構成になっている。

前文 「子どもの生存と生活・幸福追求権」

第1 「権利の無差別平等の保障」

第2 「成長・発達の権利」

第3 「姓名と国籍をもつ権利」

第4 「社会 障の権利」

第5 「障害児の社会的必要を充足する権利」

第6 「家庭の愛情によって育てられる権利」

第7 「教育を受ける権利と遊ぶ権利」

第8 「優先的に保護される権利」

第9 「虐待、搾取などから保護される権利」

第10 「平和に生きる権利」

この宣言は明らかに子どもを権利の主体として位置づけており、画期的である。<sup>(8)</sup>

この間、我国では、1951年に「児童憲章」が制定されたことを銘記しておきたい。

1966年に出された「国際人権規約」（B規約）は、国際法的に初めて子どもを人権主体として承認したものである。<sup>(9)</sup>

1979年、国連は「子どもの権利宣言」20周年を記念し、この年を「国際児童年」とした。

このことと前後して、1965年「人種差別撤廃条約」、1979年「女性差別撤廃条約」が採択された。

1989年、「国際児童年」から10年がかりで検討されてきた「国連・子どもの権利条約」が採択

され、翌90年発効した。

## 註

(1) 高橋史朗『誰が児童の権利』を守のか、『文芸春秋』91、11月号 p 346

(2) 「混乱する情報開示問題、政府の公式訳なく、児童の権利条約批准前に議論が必要」『日本教育新聞』91、10、12号参照

(3) 高橋史朗前掲書参照

(4) 喜多明人「子ども参加の時代を求めて」『子どもの権利条約、学校は変わるか』国土社91、8参照 P 127

(5) 永井憲一「国連『子どもの権利条約の内容とその意義』『ジュリスト』90、9、15号参照

(6) 永井憲一前掲書参照

(7) 今井直「子どもの権利条約の意義」『人権ブックレットママすべての子どもに人権を』部落解放研究所90、4参照 P 47

(8) 今井直前掲書参照

(9) 永井憲一前掲書参照 P 71

## 子どもの権利条約と学校現場

今日、一部のマスコミでは、本条約は極めて困難な状況のもとで生活している児童、特に人身売買、飢餓、非識字、虐待、麻薬などから彼等を擁護することが、主たる目的であるとの前提に立ち、それと対比して、我国には教育基本法や児童憲章、そして児童福祉法等があることを掲げ、批准することについて消極論があることを報じているが、本条約は一日でも早く批准し、21世紀に向けての教育改革の新しい指針にすべきである。

以上のことを前提にして、次に1・2の具体例をあげ、本条約の条文とのかかわりについて述べてみたい。

### 事例・1

小学校8年女児、交通事故によって下半身不随、歩行不能。

・3年生になって、病院内学級から普通学級に入級することを本人も含め両親は強く希望。

入級のため、エレベーターまたはスロープの設置と、身の世話を介助員の配置を「子どもの権利条約」を根拠にして要求。

その際、最も私の心を動かしたのは、「お願いします、私を学校で勉強させて下さい」と、いう言葉であった。

この件については、結果的にはドイツ製の階段昇降機を購入することと、介助員を配置することにより解決する。

今日、多くの学校が抱えている、困難な問題の一つとして「心身障害児教育」がある。

そして、これらの「心身障害児教育」を推進するために、私の市では「池田市障害児教育基本方針」を作製し「すべての人間は、生れながらにして永久の権利である基本的人権を享有し、法の下に平等であって、人間としてどのような事情があろうとも、差別されてはならない。一人一人の人間は掛け替え

のない存在であり、その尊厳は絶対である。」との理念に基づいて、現在「心身障害児教育」を実施しているが、これらの児童や生徒の受入れについては、学校当局は勿論、行政当局にとっても問題は多面的であり、親、子どもからの意見聴取も多義にわたるが、その中で、本条約の第12条（意見表明権）

1. 締結国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに、その子どもに影響を与えるすべての事柄について、自由に自己の見解を表明する権利を保障する。

その際、子どもの見解がその年齢及び成熟に従い、正当に重視される。

2. この目的のため、子どもは、特に自己に影響を与えるあらゆる司法権、および行政的手続きにおいて、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を、国内法の手続規則に従ったものであるが、1項については、一般に「原則」を示したにすぎないという意見があるが、現状ではこのことをめぐって次のような考え方があ

- (1) 大人が子どもの意見をどれだけ重視するか。
- (2) 子どもが意見をどう表明するか。
- (3) 幼児や心身障害者も権利の主体者である。

その際、「子どもの見解が、その年齢および成熟に伴い正当に重視される」、としているが重視しようとすれば、より合理性、普遍性をもっていることが大切である。

なおその他、次のような事例も、今後国際化が進行する中で、起ることが充分予想される。

#### 事例・2

A小学校1年生男児の国籍は日本人であるが、父親はイギリス人、母親は日本人。

本人、A校入学後、学校当局にいろいろと、意見の申入れがあり、日本の学校についての理解を求めるために話し合ったが、最終的に意見が一致せず、結果的には外国人学校に入学することになった。

その際、弁護士を通じて次のような通告文が提出された。

#### 通 告 書

1. 平和教育等政治的、宗教的な教育については、その重要性は理解するが、現行での方法、本人の年齢等を考慮し、現状では出席しないこと。
2. 土曜日の授業は出席せず、かつ、休日（学校による特別休日を含む）における授業行事に参加しないこと。
3. 戸外における朝礼は軍事訓練に類似するので出席しないこと。
4. 学校でのプールにおける水泳はその危険性、かつ、衛生上の問題のため出席しないこと。
5. 身体検査は不要かつ不適当な方法で行なわれているので受けないこと。
6. 緊急の応急手当以外、学校における医学的治療は受けないこと。
7. 生徒が個人的に使用したものの整理整頓以外、学校中での役務（特に清掃）に生徒を使用しないこと。

尚、本通告以後、右要望事項をA児に強制したり、本通告を原因として教師、及び教師の意を受けた生徒によるA児に対する危害、嫌がらせ等の行為があれば、法的手続に及ぶことを念のため申し添えます。

このような場合、やがて批准される「子どもの権利条約」が我国の学校教育に大きな影響を与えることは必至である。

そのための国内法の整備は緊急、かつ重要な課題である。

## 子どもの権利行使主体性の保障と学校教育改革の諸課題

子どもの権利条約第12, 13, 14, 16, 28条に関する主たる事項

北川 邦一

(大手前女子短期大学)

### はじめに

「子ども(児童)の権利に関する条約」批准に伴う事態の見直しに関して、『学校経営』11月号で文部省学術国際局国際企画課長補佐は、この条約の教育関係の条文に規定する児童の権利については、現行の法制においてもおおむね保障されている、従って同条約を批准した後においても、学校運営や生徒指導についての従来の取り扱いが基本的に変わるものではないと考えられる、との見解を表明している。

しかし、日本における子どもに関する法規・制度・慣行の現状と同条約の原則・規定の間には多くの矛盾がある。又、日本の憲法学の通説、有権的解釈のいずれも条約の法的効力は憲法に次ぎ法律よりは優越するとしている。それ故、同条約(以下、「条約」という)の批准はその条規に反する法規・制度・慣習の見直しを迫る。さらに日本においては条約の原則と諸規定を適用しこれに応ずるように法規・制度・慣行を改定することが必要であり、特に子どもを権利行使の主体として認めることは日本の学校教育の改革にとって画期的な意義をもっていると考えられる。以下、これらの点に関する私の見解の要点を述べる。

### (一) 意見表明権(第12条)

#### (1) 「校則」等の制定・改廃に対する児童生徒の意見表明ないし参加の権利の保障

「校則」の制定や改定に際して、学校や教職員が校長や教員の教育的専門性や裁量、校則制定に関する学校の最終的判断や責任等を理由として子どもの意見に対して学校管理の便宜や教職員の意見を優先させ、制定や改定を一方的に行なっている場合が多い。条約批准を契機に根本的な改善を行なうことが求められる。「校則」の制定・改定への子どもの意見表明の権利保障を明確にするためには、法令ないしは条例若しくは教育委員会規則による参加の制度化が望ましい。

#### (2) 懲戒処分等、教学上の法的地位の変動を伴う場合に聴聞される権利の確認の必要

生徒の懲戒処分等の際の聴聞に関して従来、文部省当局者は、いくつかの判決例を根拠に「判例上も生徒に弁明の機会を与えることが学校側の義務であるというようには解されておらず、その機会を与えるべきか否かは学校すなわち処分権者たる校長に任されている」としてきた。しかし、条約第12条第2項によれば、生徒・児童の教育を受ける権利に係る法的地位の変動をとまなう退学、停学、「謹慎」の懲戒処分及び懲戒以外の退学、除籍、出席停止については、特に聴聞の機会が設けられなければならない。

#### (3) 授業内容や教科書の採択等にも児童生徒の意見表明権を認めるべきこと

学校の授業内容や教科書の採択をはじめ学校の活動はすべて子どもの大きな影響を及ぼすことであるから、児童生徒の要望のある限り、条約第12条第1項に従い、学校や教職員は子どもの意見表明を認めなければならない、「学校の責任」や「専門性」等を理由として子どもの意見を聴かないで専断してはならないこととなる。

### (二) 表現・情報の自由(第13条)

#### (1) 麹町中学校内申書訴訟最高裁判例変更の必要

1988年7月15日の麹町中学校内申書訴訟最高裁判決は、ビラ配布による学習効果の減殺等の弊害を未然に防止するために生徒会規則によって学校内におけるの文書の配布を学校当局の許可にかからしめ、その許可のない文書の配布を禁止することは、必要かつ合理的な範囲内の制約であって憲法21条に違反するものではない、と判示した。「必要かつ合理的な範囲」であれば法律の定めによらなくても表現の自由を学校が制限できるというこの判例は、条約第13条に反しており、改められなければならない。

#### (2) 高校生の政治活動禁止を促進する文部省通達撤廃の必要性

1969年10月31日の文部省初等中等教育局長通達「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は、高校生の政治活動一般が好ましくないとする偏狭な教育観に立って政治活動に関する表現・情報活動やさらには集会・結社の自由を禁止することが正当であるとする。この通達は条約第13条のほか第12, 14, 15条に違反しており条約批准に伴い撤廃を要する。

#### (3) 許可制等を定めている「校則」の全面的見直しの必要

高等学校「校則」の掲示・新聞発行・文書配布・放送に関するものには、政治又は宗教に関する掲示・文書配布・放送等を一律に禁止している例も含め、生徒の表現・情報の自由を制限しているものが多い。これらは、学校において子どもの表現・情報の自由を制限できる特定の場合を条約第13条に適合して限定的に明示する立法がされない限り条約に反することとなる。各学校において全面的見直しが必要である。

#### (4) 学校における表現・情報の自由を制限する場合の合理的な規準を定める立法の必要性

物品販売、営利活動、金品の募集等に関する掲示・文書配布・放送等の制限、子どもの政治的教養、宗教に対する寛容の態度及び宗教的情操の育成のため必要な限りでの子どもの政治・宗教活動の権利に対する一定の制限等、学校では、発達途上にある子どもの権利を保障するため、子どもの人権としての表現・情報の自由を制限する必要がある場合がある。そのため、条約に適合する合理的な規準を法律で定める必要がある。



(5) 学校の財産・経費を用いる場合の民主的な基準の形成のための児童・生徒参加の必要

学校の施設・設備・物品・経費を用いての掲示、文書配布、放送等の児童生徒の表現・情報活動は、財政的に限りがあるので、児童生徒の権利性を明確にするとともに、民主的な基準を定めてそれにより学校における子どもの権利の総合調整を行わなければならない。例えば、特定の生徒集団だけが掲示板や印刷機・用紙・放送施設・機器を独占的に使用するなどは望ましくなく、権利の調整が必要であり、そのためにも、既述の「校則」・学校生活のきまり等の制定・改廃への児童生徒の参加が必要である。

(三) 思想・良心・宗教の自由（第14条）

(1) 学習指導要録、内申書等の「備考」欄、「特記事項」欄等の記載の削除の必要

調査書（内申書）の記述のうち入学者の選抜に必要な学科成績以外の事項の記述、すなわち、「総評」（の学科成績以外の記述）、「行動（・性格）の記録」、「特記事項」、「欠席の主な理由」等の記述は、思想・信条等の記述による入学差別につながり条約第14条に違反するおそれが大きく、必要性も認め難いので削除すべきである。

(2) 「君が代」斉唱・日の丸敬礼強制の禁止

学習指導要領における「君が代」の斉唱指導の規定及びこれに基づく学校教職員による君が代の児童生徒・親の意思に反する斉唱指導は憲法の主権在民の原則及び条約第14条に違反するものとして認められない。

(3) 私学における「宗教」・宗教行事の時間の代替授業の保障

日本国憲法第20条第1項、第2項及び条約第14条に従って、宗教系の私立学校において、子どもやその権利行使の指示・指導者としての親が学校の宗教を信じない場合で要求がある場合には、「宗教」の時間や宗教行事を欠席し代替教育を受ける権利を認めるよう法規で明確にする必要がある。

(4) 国・公立学校における宗教的少数者の不利益扱いの問題

宗教的理由で体育における格闘技を見学、欠席する場合や信仰によって日曜参観授業を欠席する場合にそれを教務措置上、不利益扱いすることは、条約第14条によれば認められない。

(四) 教育に関する自己情報を知る権利（第16条、第28条第1項d）、第13条）

(1) 内申書、指導要録等の開示請求権

子どもが教育に関する自己情報、特に、「内申書」、学習指導要録、入学者選抜試験・就職試験の際の成績・評価等を知る権利は、条約第16条により認められるべき当然の権利である。条約第13条に沿ってこの権利を制限する特別の法律でも定められない限り、これら自己情報の開示を認めるよう改めなければならない。

(2) 電算機個人情報保護法の改正の必要

「行政機関の保存する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（昭和63年法律第9号）は、第13条で自己情報ファイルの開示請求権を定めているが、その但し書きで学校における評価及び入学試験成績等は、その限りでないと規定している。しかしこの請求権を制限する合理的な理由を明確にしない限り、条約第16条の趣旨に沿うためには、改正の必要がある。

おわりに

今日の日本の学校における子どもの権利軽視の管理主義教育の基礎にあるのは、文部省や最高裁、これらに従う教育委員会や裁判所の、大略、「学校は教育目的達成のため必要ならば社会通念に照らして不合理でない限り格別の法律の根拠に基づかなくても児童・生徒・学生の自由や人権を制限できる」という学校秩序に関する法解釈ないし法意識である。これに対して、子どもの権利条約は、特にいわゆる市民的権利について明確であるが、特定の場合でしかも法律の定める場合以外子どもの権利は制限できないとするものであり、条約批准を契機として今こそ最高裁、文部省等の従来の人権・権利の軽視を根本的に改めるべきである。

憲法・教育基本法の人権規定の存在、さらには子どもの権利条約の明文規定の存在にも拘らず人権軽視を続行しようとする権力機関の動向を考えると、自由・人権の正しい理解に基づく広範な人々の協力によって、子どもの権利条約の理念に沿って学校における児童・生徒・学生の権利の保障を粉れる余地なく保障する法律等の仕組みをつくりあげること、及び、条約・法律に定められる子どもの権利の各学校における適用に際して学校管理者の一時的な管理主義的解釈をチェックするためにも新たな立法により学校の管理運営への生徒・学生、父母参加の制度を形成することが必要である。

- 1991年12月15日 -

## 意見表明権（第12条）と学校教育

清水俊彦

（兵庫教育大学）

### 〔市民的権利と学校〕

わが国の憲法は第19、20、21条等において市民的権利を基本的に保障している。子どもを含めて、国民はこれらの権利を享受することができる。学校は教育機関であり、教育の場であることから特定の目的にむけての特別の活動が行われている。しかしながら、これらの権利を積極的に否定、あるいは制限するための理由は原則としてない。ただし、学校の目的や他人の権利との調和から、それらの権利の行使には一定のあり方が求められる。また、子ども（未成年者）の法的地位の観点からも考察されなければならない。

子どもの権利条約は、その趣旨として、他国における国民の権利状態、とりわけその問題状況が子どもに集中していることを強調する必要があると採択されたものであると考えられる。しかし、わが国の教育法制においても関係なしとは言えない。ここでは、子どもの意見表明権と学校教育の運営上の問題との関係について述べたい。

### 〔在学関係と市民的権利〕

子どもが学校に在学する場合の法的地位（権利・義務関係）については諸説がある。営造物利用関係（国公立学校）とみるか、契約関係とみるか、それについては判例、学説もわかれるところであるが、ここではその検討は目的としない。いずれの場合においても、学校が「特殊な部分社会」であるが故に、一定の内部規律権が一定の条件の下で認められている。すなわち、そのような規律権は、学校の「設置目的達成に必要な限り」認められ、「社会通念上合理的である限り」適法なものとして容認されるのである。したがって、在学関係における市民的権利は、明らかに違法な形で侵害される場合は論外として、上記の条件の内実を問い直しながら明確にされ、実体化される必要があると思われる。また、市民的権利に対応するものとして、他人の権利、自由、公共の安全や秩序、公衆の健康、道徳の保護、両親等の権利、義務等があり、これらとの関連において位置づけられなければならない。

以上の観点からの問い直しの上で、必要な場合は必要な範囲で法令で定められた形で、内部規律権は、在学関係において市民的権利と対抗できる（条約28条2項「適切な措置」）。

### 〔関連する若干の事例〕

学校の規律権にかかわって若干の事例を考察する。

学校は生徒の教育を目的とする公共的な施設であり、法律に格別の規定がない場合でも学校長は、その設置目的を達成するために必要な事項を校則等により一方的に制定し、これによって在学する生徒を規律する包括的権能を有し、生徒は入学に際し、当該学校の規律に服することが義務づけられる。この

包括的権能は無制限なものではないが、その内容が社会通念に照らして著しく不合理でない限り生徒の権利自由を害するものとして無効とはならない（千葉地裁昭和62年判）。

中学校長は、教育の実現のため、生徒を規律する校則を定める包括的権能を有するが、この権能は無制限なものではありえず、中学校における教育に関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認される（熊本地裁昭和60年判）。

校長が生徒の行為について懲戒処分を行うに当たり、その行為が懲戒に値するものであるかどうか、また、懲戒処分のうちいずれの処分を選ぶべきかの判断は、直接教育の衝に当たる校長の合理的裁量に任される。校長の判断が社会通念上合理性を欠くものといえる場合には、処分は校長に認められた裁量権の範囲内にあるものとして、その適法性は是認される（東京高裁昭和52年判）。

このように、校則の制定や懲戒処分においては、明らかに違法な場合を除き、それらは学校（校長）の裁量に属し、その判断が、在学関係設定の目的に関連し、事実上の根拠を欠くことなく、社会通念上合理的である場合には適法なものである、とするのがおおかたの司法判断である。

### 〔校則、懲戒、出席停止と意見表明権〕

条約第12条は、子どもの意見表明権、聴聞権について定めている。「自己の意見をまとめる能力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について、自由に自己の意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見は、その年齢および成熟度に従い、適正に重視されなければならない」。「影響を与える事柄」は学校教育に関する事とは限らないが、学校においては、とりわけ校則、処分としての懲戒、出席停止（学齢児童・生徒）が関係するものと思われる。

すでに述べたように、これらの決定あるいは処分の適法性の根拠は主として社会通念上の合理性に求められる。校則制定過程における意見表明の機会を保障することは、校則について、手続き的、内容的により一層の「合理性」を確保することになろう。もちろん、この場合、条約中の諸条件を総合的に考慮する必要があり、また、校則の内容に関して、親等の権利と義務（第5条）との関係での「合理的な範囲」を確認する必要がある。

懲戒処分においては、事実の確認、適正な判断、社会通念上の妥当性の確保のために、法的な適正な手続き（違反事実の告知、弁明の機会、反論の機会の保障）のための措置が求められることになろう。

さらに、出席停止の処分においては、「性行不良による教育の妨げ」の判断が重要なこととなる。一定期間にわたる頻繁な他生徒への授業の妨げ、精神的安定の維持の妨げ、身体的安全確保の妨げ等の有無を合理的に判断し、処分における適正な手続きを確保するためにも、子ども（または代理人）の意見聴取は重要である。

### 〔条約の留保、制度の手直し、解釈・運用の見直し〕

条約第51条は「留保」に関して規定している。留保とは、自国における条約の法的効果の制限についての意思表示であり、それは、特定規定の適用排除や一定条項の解釈を特定化すること等の形で行われる。

条約が批准され、国内法が条約に違反、抵触すればその改正、削除ということになり、対応（措置）が不十分であれば法改正等による手直しが必要となる。また、原則として対応はしているが条約の趣旨に



即して、法令や諸規程の解釈、運用の見直しが必要となる場合もあるであろう。

条約は、教育に直接関係する規定は少なく、家族法や社会的保護に関するものが多い。家族法関係の法改正あるいは留保がどうなるか、という点にも注目する必要がある。それと共に、「自己の意見をまとめる能力」、子どもの「年齢および成熟度」を適切に、どう判定するかということも課題となる。たとえば、学校事故の過失認定においては、子どもの事理弁識能力や責任能力が重要な要素となっている。

子どもの意見表明を重視することの重要性は、教育の関係においては今さら言うまでもないことである。それが法的な権利として、意見表明権として保障された場合には、特に校則や懲戒等が検討の対象となるであろう。ただし、条約の求める子どもの権利は、日本国憲法においては基本的に保障されており、わが国の教育法制もその理念の上で確立されている。条約第28条第2項でいう「学校における規律が、子どもの人間的尊厳と一致する方法……」と、憲法の求める、子どもの基本的人権、受教育権保障への配慮とは同一のものとする。また、公教育の適正な運営と子どもの自由権の保障との調和、均衡を確保することは、原則として条約の趣旨に反するものではないと考えられる。以上の観点から、条約批准と学校教育の関係について述べれば、制度の改正というよりは、さきに述べた点を中心とする、解釈・運用の見直しが主として問題になると思われる。(1991年12月15日)

### Ⅲ 全体討論

室井修

4人の報告を受けたあとの質疑討論は、およそ以下のようにまとめることができよう。

(1) 条約の適用対象となる子どもの定義について、18歳未満のすべての者としたのはなぜか。しかも報告をきく限りその年齢も高校生を中心にしたものになっているが、条約の主たる対象はそこにあるのか(上田会員)。

子どもの定義については審議過程の若干の紹介などを通して、そこには各国国内法の規定がさまざまであり、上限を18歳未満に統一することに反対する意見や胎児まで含めるべきであるという意見などが出されており、最終的には子どもの始期を明記せず、今日、国際的には大多数の国が18歳選挙権を実現していることから、実際には各国の事情による運用をまかせながらも、本条約のようになった。子どもの定義をしている本条約1条の後段の「ただし、子どもに適用される法律の下でより早く成年に達する場合はこの限りでない」という規定からもわかるように、各国の法律の事情を勘案している(報告者一同、中留会員など)。西ドイツのように権利行使の種類に対応して年齢が異なるところもあり、平均的にみてそのような年齢をとっている国が多いという程度のものではないか(清水会員)という説明もあった。

本条約の内容は、一部の年齢層のみを対象にしているだけでなく、「18歳未満のすべての者」を対象にしている。

(2) 本条約のわが国学校教育へのインパクトについて問題にされているが、わが国の国内法を徹底することで、また厳格に適用することで条約が趣旨とすることを解釈できるのではないか。国際法たる本条約をわざわざもってこなければわが国の教育の現実を変えれないということではないのではないか(石村会員)。

さらに本条約は学校教育についてなにもふれていないのにそれを結びつけようとするのには無理があるのではないか。このような条約がなくても学校に問題があれば以前からもそれなりの対応ができていたのではないかなどの質問があった(上田会員)。

質問の趣旨からすると、確かに本条約をわざわざもってこなくても、学校現場では学校として対処しなければならない課題にはそれなりの対応をしているし、国内法でやれないことでもない。ただ子どもを中心においた法制になっているのかどうか、その点、子どもの権利について明文化した本条約の趣旨をわが国の法にリンクさせて捉えていくことは重要ではないか(朝倉氏)。

今回のシンポジウムのテーマが「学校教育の現在」に限定しているのは、学校の教育実践レベルでこの条約の意味をどのように認識できるのか、学校教師の指導の在り方を問う問題はないのかどうか、学校においてその主人公である児童生徒がその利害に関する事項について意見を表明できる状況になっているのかどうかなど、本条約によってわが国の学校教育の現況を問わんとしているわけで、合せてわが

国の教育法制の今日的意義とその内実化・実質化をめぐる問題状況に目をむけてみようとしているのであって、これらの点については考えてみなければならない問題があるのではないか。この点で、例えば大学院入試問題で、本条約12条（意見表明権）からみて学校教育現場にはいまだどんな問題があるかについて、受験者である現職教員のきわめてそまつな答案、つまり学校における子どもの意見表明権の意味と現実の問題状況についてほとんど認識しえていないものであったという指摘もなされた。子どもの意見表明権に対して教師じしんが積極的にどう応えていくべきかについてこのような状況や現実の存在をわれわれは直視しておく必要がある（堀内会員）。

(3) 本条約の中で、とくに注目されている条項の一つである12条の子どもの意見表明権について、具体的にはどの程度まで認められるのか、あるいは今の子どもに対してどのようなイメージとして捉えたらよいのか、具体的に説明してほしい（金子照基会員）という質問に対して、それぞれ次のような考えが示された。

学校教育の場では、例えば、校則などの制定・改廃にあたって生徒が意見を反映できるようにするというようになるだろうが、そのことで法規上の対応では必要はなく、むしろ内部措置で可能なのではないか、つまり校則改正等にあつては生徒の意見表明ができるような運用面を工夫すればよいのではないか、ただ法的な身分上の変更を伴うような懲戒等に関しては、学校教師の懲戒権の行使にあつては「合理的な範囲」で、「合理性を補強するものとして」生徒の意見を聞くのが好ましい。適正手続等が必要である。ただそこには懲戒にあつての生徒の意見表明権と学校教師の「共同決定権」とは異なるわけで、区別しておくことが必要であるとして生徒の意見表明権と教師の懲戒権とを分けてとらえること、意見表明権については子どもの能力、公共の秩序等も考えると、無制限に子どもの意見を認めているとは思われない、バランスが必要であるとの指摘があった（清水会員）。

高校教師の立場からは、意見表明の具体的な場面として、校則の見直しや懲戒処分の場合、十分とはいえないが少なくとも自校では生徒の意思や意見を反映させている。懲戒処分にあつては、生徒指導担当教師が生徒からの事情聴取を行い、各種の関係会議を経て決定している。しかし意見表明権の行使をただ生徒指導の問題に限定されてはならず、まだ生徒の意見を反映するまでになっていない授業、教育課程編成、教育評価など教育活動全般に視野をおいて、それらへの生徒（集団）の意思・意見の反映がどうかはかられていくかが大切ではないかと、意見表明権を広い意味でとらえようとする主張があった（朝倉氏）。

子どもの学習権保障の関係から、主体者としての子どもが、学校の中でいかに意見表明できるようにしているか。その点で学校経営や教育課程編成への参加の関係でどうか。小学校から高校までの学校教育のあり方が、今きびしく問われているのではないかと、と子どもの学習権保障と12条を結びつけてその実態の問題状況の指摘もなされた（堀内会員）。そこでは子どもの意見の反映・表明ということが、子どもを権利行使の主体としてどう位置づけているかを問うているように思われる。

この点での関連で、子どもの意見表明権ということが、直ちに「主体的な決定権者になるわけではない」、つまり子どもの意見表明が「主体的な決定をすることとは区別する必要がある」。そうでなければ学校教師の教育権限との関係で混乱が起るのではないかと発言がなされた（清水会員）。

学校教師の教育権限が、子どもの権利行使の主体との関係で構造的にはどのように認識しなくてはならないのか、ただ区別する必要があるというだけでよいのかどうか、「権利行使の主体」の意味は？、

それは子どもの「成熟度」「発達過程」との関係でどのように捉える必要があるのかなどについての議論への発展は時間の関係で不十分であったように思われる。

意見表明の具体的な他の場面の例として、子どもの両親が離婚したい、あるいは夫婦の不和の中にあって、子どものとりあいが生じることがよくあり、学校側でも苦勞するが、学校や教育委員会は、親に対しては子どもの意思や意見を尊重し、それに従うように対応しているということは、従来、法にあるかどうかに関係なくやっており、結果的には子どもの権利条約の精神通りになっているように思うとの発言もあり（片山会員）、日常的には子どもの立場にたった指導の場面も、ケースによっては認められるわけである。

以上のような議論の中で、本条約12条の「自己の意見をまとめる能力のある子どもに対して」という点について、もっと注意をむけるべきであつて、意見表明権を行使できる子どもにどう育てるかということに学校教育の在り方が問われることが重要ではないかという意見もあり（服部会員）、妥当な指摘ではないかと考える。このことは学校教師に限らず、親や大人の責任の在り方としても問われるべきものであろう。

(4) 意見表明権以外に関しての意見としては、中学校や高校の教師の問題を中心にした議論とは別に、就学前の幼稚園での教師の子ども観に触発された子どもをみるまなざしや創造的な指導のよさに広く目をむけて、子どもの人間的な発達保障を考えていく必要があるのではないかとフロアーからの発言があった。これは、本条約とかかわり、なにか法制上、運営上の問題としてとらえられる意見に対して別のアプローチが示されたものと思われる。

報告者（北川会員）に対する質問として、ほかに条約の趣旨からすると、学校の在り方については、イーリッチのいう脱学校論にあつて、現在の学校からの脱皮の必要を考えているのか、あるいは現在の学校の枠組みの中で条約の内容を実現するものとして考えようとしているのかというフロアーからの問いかけがあった（金子照基会員）のに対して、後者であること、ただその場合、従来の設置者の教育機関としての学校については児童生徒、父母、教職員の参加による一定の学校自治の上にあつて運営される学校を意味していると、現在の学校の枠組みのとらえ方について言及している（北川会員）。

本条約は、例えばまだ批准をしていないイギリスやアメリカやフランスなどの先進国ではどのように受けとめられているか（石村会員）という質問については、直接、明確な応答はなかったが、フランスでは学校の授業を妨げない限り集会の自由はすでに認められている事例、その他本条約にある権利や自由が一定認められていることが紹介された（北川会員）。

（以上、限られた時間での討論の中では意見表明権をめぐるものが多く占めているが、これも含めて本条約で示されている子どもの学習権や市民的権利、子ども固有の権利などの人権・権利を、憲法・教育基本法制下にあるわが国の学校教育の現在やその在り方にかかわって、どのように認識すべきか、課題がどこにあるかを本シンポジウムは十分であるとはいえないまでもある程度のきっかけを示しえたのではないかと思います。なお、質疑討論のまとめで関係者の発言について意をくみつくしえていないところがあれば本稿編集の担当者に責任があることをことわっておきたい——文責、室井）